

尾鷲市建築物耐震改修促進計画

【第三次計画】

令和8年4月

尾 鷲 市

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	7
	(1) 大規模地震発生の緊迫性	7
	(2) 想定される地震	7
	(3) 想定される建物被害	7
3	耐震化の現状	8
	(1) 住宅の耐震化の状況	8
	(2) 建築物の耐震化の状況	9
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	計画の基本方針	10
2	基本的な取組方針	10
3	計画の目標	11
	(1) 住宅の耐震化の目標	11
	(2) 建築物の耐震化の目標	13
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	15
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	15
	(2) 住宅の耐震化の促進	15
2	建築物の耐震化	16
	(1) 建築物の耐震化の支援	16
	(2) 建築物の耐震化の促進	16
3	まちの安全対策	16
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	16
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	16

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後、平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、また、令和6年（2024年）1月には、石川県能登地方を震源とする最大震度7の能登半島地震により、死者（災害関連死含む）956名、住家被害164,665棟など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることのできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも多岐にわたることが想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成19年度から「尾鷲市耐震改修促進計画」（以下「当初計画」という。）、続いて平成28年度から「尾鷲市建築物耐震改修促進計画」（以下「第一次計画」という。）を令和4年度から第二次計画を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。

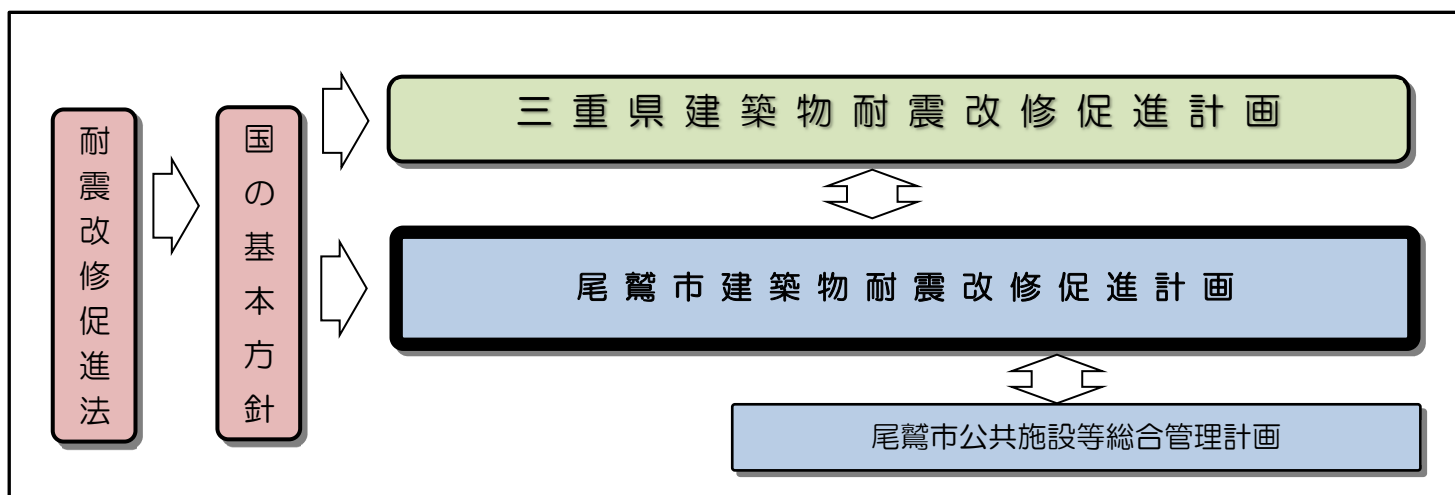
引き続き、耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「尾鷲市建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づく市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

その取組方針や目標は、「三重県建築物耐震改修促進計画」と整合し、策定しています。

■尾鷲市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市及び関係団体などそれぞれの主体がそれらに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみならずの生命や財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、要緊急安全確認大規模（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【 参 考 】

.....

【 用語の解説 】

■【住宅】

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

【多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■特定既存耐震不適格建築物等

（耐震改修促進法第 14 条各号、表 2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

①多数の者が利用する建築物

（表 2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表 2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

③ その敷地が三重県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表 2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

■ 【表2-1】多数の者が利用する建築物等の一覧表

	(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断努力義務付対象)	
(1)多数の者が利用する用途	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500㎡以上	階数2以上かつ 床面積 1,500㎡以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校※	階数2以上かつ 床面積 1,000㎡以上 (屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000㎡以上(屋内運動場を含む)	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000㎡以上	階数2以上かつ 床面積 5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	※以外の学校	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	階数3以上かつ 床面積 1,000㎡以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演劇場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場←	階数3以上かつ 床面積 5,000㎡以上		
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ 床面積 5,000㎡以上		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ 床面積 5,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数1以上かつ 床面積 5,000㎡以上			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000㎡以上	階数1以上かつ 床面積 5,000㎡以上		
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物 【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類		30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第五号	マッチ		300マッチトン
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物劇物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

.....

2 想定される地震と被害の状況

(1) 大規模地震発生 of 緊迫性

本市が位置する三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60%～90%程度としており、大規模地震発生 of 緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめました。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

(3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、尾鷲市地域防災計画において本市の被害予測が示されています。過去最大クラスの南海トラフ地震では、市全体で約5,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約600棟が全壊し、津波により約4,300棟が流出すると予測されています。

【表2-3】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)	(尾鷲市)
揺れ	約23,000	約2,000	約3,900	約60	約12,000	約4,800	約600
液状化	約5,900	約2,500	約1,600	約10	約1,500	約300	—
津波	約38,000	約8,500	約4,800	—	約16,000	約9,100	約4,300
急傾斜地等	約700	約20	約80	約10	約400	約200	約50
火災	約2,100	約20	約70	約10	約1,800	約40	—
計	約70,000	約13,000	約11,000	約90	約32,000	約14,000	約5,000

※ H26.3 三重県地震被害想定結果

R7.2 尾鷲市地域防災計画

(単位:棟)

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、三重県内の令和5年度住宅総数（空き家を除いた居住世帯のある住宅）は727,300戸でした。この統計調査をもとに、市内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、令和5年度の住宅総数は7,530戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は5,298戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は70.4%となります。

一方、耐震性のない住宅は2,232戸（29.6%）と推計され、平成15年統計調査時点の4,950戸（52.8%）から19年間で2,718戸減少しています。

【表2-4】尾鷲市における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

尾鷲市における住宅戸数		H15年度 末	H20年度 末	H25年度 末	H30年度 末	R5年度 末
住宅総数		9,370	9,250	8,660	8,380	7,530
耐震性のある住宅戸数（①+②）		4,420	5,386	5,252	5,378	5,298
耐震化率		(47.2%)	(58.2%)	(60.6%)	(64.2%)	(70.4%)
昭和56年以降建築①		3,310	3,900	3,750	4,100	4,030
昭和55年以前建築の住宅総数		6,060	5,350	4,910	4,280	3,500
耐震性 あり	木造住宅（※1）	656	1,250	1,030	973	1,021
	木造以外の住宅（※2）	454	236	471	305	247
	計②	1,110	1,486	1,502	1,278	1,268
耐震性 なし	木造住宅（※1）	4,814	3,790	3,260	2,867	2,159
	木造以外の住宅（※2）	136	74	149	145	73
	計	4,950 (52.8%)	3,864 (41.8%)	3,409 (39.4%)	3,012 (35.9%)	2,232 (29.6%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度末時点で3,180戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

※3 「平成20年、平成25年、平成30年、令和5年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成しています。

(2) 建築物の耐震化の状況

市内の多数の者が利用する建築物は令和6年度末時点で54棟（a）あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が33棟（b:61.1%）、旧耐震基準で建築されたものは21（c+d:38.9%）棟となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、10棟（c:18.5%）が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物における耐震化率（※）は、全体で79.6%となっています。

【表2-5】尾鷲市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況
 (用途分類 A、B、C をあわせたもの)

年度		建築物 総数	新耐震基準	旧耐震基準		耐震性あり 建築物数	耐震化率
				耐震性あり	耐震性なし (未診断含む)		
		a=b+c+d	b	c	d	e=b+c	f=e/a
H27	市有建築物	27	13	10	4	23	85.2%
	民間建築物	30	17	1	12	18	60.0%
	合 計	57	30	11	16	41	71.9%
R2	市有建築物	26	15	9	2	24	92.3%
	民間建築物	27	17	1	9	18	66.7%
	合 計	53	32	10	11	42	79.3%
R6	市有建築物	27	16	9	2	25	92.6%
	民間建築物	27	17	1	9	18	66.7%
	合 計	54	33	10	11	43	79.6%

(単位：棟)

- ※ H27：尾鷲市建築物耐震改修計画（H28～R2、第一次計画）開始時点
- ※ R6 末：多数の者が利用する建築物の耐震化率集計表

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については、令和17年度までにおおむね解消すると位置づけられているところである。

その基本的な方針及び第二次計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅、及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

これらの目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。

そして、地震による建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

（2）市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また、市は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

（3）関係者との連携

市は、国、県及び関係団体と適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また、特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化

目標：耐震化率 80%以上
(R5 年度推計値：70.4%)

①住宅耐震化の現状と課題

(第二次計画の目標に対する実績)

本市では、令和4年度に策定した第二次計画における、国の目標である耐震化率では、耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、「令和2年度時点の旧耐震基準の住宅数(4,102戸)のうち、耐震性のない住宅(2,856戸)の割合(69.6%)」を、令和5年度に63.8%以下となるよう設定しました。

この目標に関しては、令和5年度末の耐震性のない住宅が2,232戸と推計され、令和2年度の4,102戸に対する割合は54.4%となり、目標値63.8%以下で推移しています。

(耐震化率の進捗状況)

総務省「住宅・土地統計調査」をもとに国土交通省推計において、国は令和5年現状値、約90%となっており、令和12年までに耐震性がない住宅をおおむね解消することを目標としている。

一方、尾鷲市における住宅の耐震化率は、前掲のとおり令和5年度値で、70.4%に留まっていますが、国、県ともに、目標である令和12年までに耐震性のない住宅をより解消に近づけられるよう努めます。

(耐震関係補助実績の推移)

市では、平成15年度以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、国・県と連携して耐震化を推進してきました。耐震診断の補助件数は、年々減少傾向にあるものの、耐震性の無い空き家の除却補助制度創設により、空き家の除却に伴う耐震診断の増加が今後見込まれます。また、補強工事に係る補助件数は毎年2件程度となっています。

(耐震補強件数低迷の原因と課題)

三重県が行った「令和6年度 防災に関する県民意識調査」結果によると、耐震改修を行わない理由として、85.0%が「補強工事費に多額の費用がかかるから」と回答しました。

この回答の背景として、旧耐震基準(昭和56年5月以前)の大半の住宅が、すでに概ね40年以上経過し、多くの高齢の所有者にとっての金銭的な負担の重さや工事中の使用制限や工事後の使い勝手の制約などが挙げられます。

これらのことから、耐震補強工事に要する費用の低廉化とともに、補強工事に対する一層の意識の向上を促すことが必要と考えます。

②住宅の耐震化の目標

(採用する目標)

当市においては、近年の耐震補強・設計戸数、除却戸数、耐震診断戸数等を考慮し、今後5年間の目標設定においては、改めて国の耐震化率を目標として採用することとします。

【表 3-1】 目標値の算定式

目標	耐震化率	(耐震性のある住宅数) =S55年以前の耐震性のある住宅数+S56年以降の住宅数) ／(住宅総数)
----	------	---

(目標値の設定)

本市においても、耐震化率の推移を踏まえ、耐震化の推進に向け積極的に取り組むことを前提とし、以下のとおり目標値を設定するものとします。

県や関係団体とも密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し等、可能な限りの対応を講じることによって、5件／年以上の補助を目指すことで、令和12年度に耐震化率80%を達成すべく、目標値として設定することとします。さらに、普及啓発に取り組む等、市民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取り組みを促し、住宅の耐震化率を少しでも国が挙げる、おおむね解消に近づけられるよう取り組みます。

【表 3-2】尾鷲市における住宅耐震化の目標

	R5年度 統計調査に基づく 推計値	R12年度
耐震化率（目標値）	70.4%	80%

（2）建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類します。具体的には、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と位置付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、本市が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

【表 3-3】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

④ 市が所有する建築物の耐震化の目標

市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化率は現在 92.6%であるが、令和9年度に市が所有する、すべての建築物の耐震化が完了する予定です。

■ 市が所有する対象建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

用途分類	重要度による分類	令和6年度末時点			令和12年度末		
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	26棟	25棟	96%	26棟	26棟	100%
	II	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
B	I	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
	II	1棟	0棟	0%	1棟	1棟	100%
C	I	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
	II	0棟	0棟	0%	0棟	0棟	-
計		27棟	25棟	92.6%	27棟	27棟	100%

② 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標は、民間の多数の者が利用する建築物については、全体として80%を目標となるよう働きかけを行っていきます。

■ 民間の多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況及び目標

用途分類	重要度による分類	令和6年度末時点			令和12年度末		
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	建築物推計総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	7棟	7棟	100%	7棟	7棟	100%
	II	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
B	I	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
	II	0棟	0棟	-	0棟	0棟	-
C	I	14棟	7棟	50%	13棟	8棟	61.5%
	II	6棟	4棟	66.7%	5棟	5棟	100%
計		27棟	18棟	66.7%	25棟	20棟	80.0%

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

市は、引き続き木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して必要な支援を行います。

木造住宅の耐震化に対する支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化に係る耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等に対して、木造住宅耐震補強等事業の補助金による支援を行います。

(2) 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに啓発や情報提供等を行います。

① 建築相談窓口を活用した相談体制の確保

市建設課及び県建築開発課・住宅政策課、県内各建設事務所において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会への実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、旧耐震基準で建てられた住宅所有者への戸別訪問を行っていきます。

③ 市広報やインターネット等を活用した情報提供

広く市民のみなさんに情報を提供するため、市広報のほか、市ホームページにおいて耐震に関する情報、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供を行っています。

引き続き、紙媒体やインターネット等を活用し、市民のみなさんに広く情報提供を行っていきます。

④ 尾鷲市出前トークによる啓発

市では、市民の皆さんが関心を持っているテーマに、担当職員が直接出向いてお話しする「出前トーク（こーしょうらい）」を行っています。ここでは、木造住宅耐震診断のテーマもあり、木造住宅耐震診断・耐震補強の補助制度についての内容を説明する取組を行っております。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

市では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、各部局の補助制度を活かして、建築物の耐震化の支援を行います。

(2) 建築物の耐震化の促進

①耐震化を促進する環境整備

市では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行います。

(相談窓口での情報提供)

住宅と同様に、建設課の窓口をはじめ、県内の各建設事務所や県の県土整備部建築開発課・住宅政策課において、所有者等からの相談に対応します。

②所管行政庁との連携

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導にあたっては、所管行政庁と連携し行います。

3 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 空き家対策に係る県との連携

令和5年統計調査によると、三重県内の空き家は住宅総数の16.3%（約142,700戸）を占め、今後も増加するものと考えられます。そこで、本市では、一定の要件を満たす耐震性のない木造住宅を対象に、その除却工事に対する補助を実施し、空き家対策と連携した取り組みも進めます。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

市では、市内に被害をもたらすことが予想される津波浸水想定に基づき、平成27年に「津波ハザードマップ」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② インターネットを活用した情報提供

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修につきましては、尾鷲市ホームページにおいて必要な情報を引き続き提供していきます。